

新潟県条例第46号

新潟県公共海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例

新潟県公共海岸占用料等徴収条例（平成12年新潟県条例第40号）の一部を次の表のように改正する。

（下線及び太枠部分は改正部分）

改 正 後				改 正 前			
別表第 2 （第 3 条関係）				別表第 2 （第 3 条関係）			
土石採取料基準				土石採取料基準			
種 類		単位	土 石 採 取 料	種 類		単位	土 石 採 取 料
石	長径 8 センチメートル以上 30 センチメートル未満のもの	(略)	200円	石	長径 8 センチメートル以上 30 センチメートル未満のもの	(略)	175円
	長径 30 センチメートル以上 45 センチメートル未満のもの	(略)	75円		長径 30 センチメートル以上 45 センチメートル未満のもの	(略)	65円
	長径 45 センチメートル以上 60 センチメートル未満のもの	(略)	150円		長径 45 センチメートル以上 60 センチメートル未満のもの	(略)	130円
	長径 60 センチメートル以上 90 センチメートル未満のもの	(略)	4, 500円		長径 60 センチメートル以上 90 センチメートル未満のもの	(略)	3, 940円
	長径 90 センチメートル以上 120 センチメートル未満のもの	(略)	9, 015円		長径 90 センチメートル以上 120 センチメートル未満のもの	(略)	7, 895円
	長径 120 センチメートル以上のもの	(略)	9, 015円に長径が 120 センチメートルを超える 15 センチメートルまでごとに 901円を加算した額		長径 120 センチメートル以上のもの	(略)	7, 895円に長径が 120 センチメートルを超える 15 センチメートルまでごとに 789円を加算した額
	砂利	(略)	220円		砂利	(略)	195円
かき込み砂利		(略)	200円	かき込み砂利		(略)	175円
土砂		(略)	170円	土砂		(略)	150円
備考 （略）				備考 （略）			